

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

七尾市長 茶谷 義隆

市町村名 (市町村コード)	七尾市 (17202)
地域名 (地域内農業集落名)	高田・杉森・西下地区 (高田・杉森・西下)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年12月13日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・西下地区のほ場整備が終了しているところについては、(農)A、B、Cの担い手がほぼ集積している。  
 ・高田・杉森地区の一部で担い手であるCが耕作しているが、その他の農地は個人農家が多く、高齢化が進んでいる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・米を主要作物としつつ、約4haでかぶなどの野菜を作付けし、米に次ぐ大きな収入源となるよう取り組んでいく。  
 ・基盤整備事業を進め、地区内の農地の一部は個人農家が耕作予定であるが、今後は数人の担い手が集積・集約していく。  
 ・個人農家が何らかの事情で耕作の継続ができなくなった場合、担い手へ集積していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	44.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	44.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現在進めている基盤整備される農地とその周辺の農地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内の話し合いを通じて地域の担い手の団地面積の拡大を進めるとともに分散ほ場の解消を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者の貸付け意向があり、担い手も借り入れる意向があれば、その農地は農地中間管理機構へ貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
西下地区の一部は基盤整備事業完了済。西下地区の未整備農地、高田・杉森地区においては、基盤整備事業実施予定。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
それぞれの担い手が後継者を育てていくとともに、必要に応じて地域内外から多様な担い手の確保を図っていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業を受託する業者があれば必要に応じて検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業		④畑地化・輸出等		⑤果樹等
	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等		⑧農業用施設		⑨耕畜連携等		⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等による鳥獣被害を防止するため、防護柵等の整備を進めていく
- ③可能であればITを活用した技術を導入し、効率的な営農に努める
- ⑦多面的機能支払交付金制度を活用し、地域の農地の維持、保全を図る